

受給申請書（様式第 1 号の 3）記入上の注意

申請書表面について

申請書表面右上の申請日は、基準日以降の日付を記入してください。

- イ 本制度における「基準日」は、原則として、早期給付申請は当該年度（申請日の属する年度）の 4 月 1 日、一般申請は当該年度の 7 月 1 日をそれぞれ指します。

申請書表面上部の世帯区分は、次によって○を付けてください。

- イ **㊤非課税世帯**は、当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯を指します。（早期給付申請の場合は、当該前年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯）
- ロ **㊦105,500円未満の世帯**は、当私立高等学校等専攻科に通う高校生等がおり、基準日現在、生業扶助（高等学校等就学費）が行われておらず、保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が、105,500円未満である世帯を指します（㊤を除く）。
- ハ **㊧264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯**は、私立高等学校等専攻科に通う高校生等がおり、基準日現在、生業扶助（高等学校等就学費）が行われておらず、保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が、264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯を指します（㊤及び㊦を除く）。
- ニ **㊨家計急変世帯**は、当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税されており、家計の急変により、当該次年度において道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯を指します。

①の欄は、次によって記入してください。

- イ 5つの誓約項目について、内容を確認の上、全ての項目に必ずチェックを記入してください。

②の欄は、次によって記入してください。

- イ 申請者（保護者等）の氏名、住所及び連絡先等を漏れなく記入してください。
申請後に記載内容に変更が生じた場合は、当課まで必ず連絡してください。
事前連絡なしに連絡先等を変更されると、奨学のための給付金を受給できなくなる可能性があります。
- ロ 保護者等とは、原則生計維持者を指します。
- ハ 保護者等が基準日時点で埼玉県内に住所を有していない場合は、埼玉県ではなく、基準日時点で住所を有していた他都道府県に申請してください。
なお、保護者等の一方が埼玉県内に住所を有し、他方が埼玉県外に住所を有する場合は、生活の本拠と考える都道府県のみ申請してください。

③の欄は、次によって記入してください。

- イ 埼玉県又は埼玉県以外の都道府県に対し、新1年生（新入生）対象の早期給付を申請し、4月から6月分に相当する額を早期に受給された方は、「申請しています。」にチェックを記入してください。
いずれの都道府県からも早期給付を受給していない方は、「申請していません。」にチェックを記入してください。（申請したが、不支給となった場合も含みます。）

④の欄は、次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について記入してください。休学許可を受けている場合は、その期間についても記入してください（基準日現在、当該年度の全ての期間において休学許可を受けている場合は支給対象外）。
また、過去に高等学校等専攻科に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等専攻科」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等専攻科（特別支援学校の専攻科を除く）を指します。
- ハ 過去に在学していた高等学校等の「学校の種類・課程」の欄には、専攻及び課程が分かるよう記入してください。

⑤の欄は、次によって記入してください。

- イ 2つの誓約項目について、内容を確認の上、全ての項目に必ずチェックを記入してください。
- ロ 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の受給資格を有していない場合は、奨学のための給付金の受給資格はありません。
- ハ 過去に高等学校等専攻科を修了したことがある場合には、奨学のための給付金の受給資格はありません。
- ニ 高等学校等専攻科に通う生徒の奨学のための給付金の受給可能回数は、2回（高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回）までです。これを超えての受給はできません。
また、早期給付を受給した場合については、同一年度内に7月から3月に相当する額を受給した場合においても、受給回数を1回として数えます。
なお、早期給付のみを受給し、同一年度内に7月から3月に相当する額を受給していない場合についても、同様に受給回数を1回と数えます。
その他、災害等により制服を喪失・棄損した場合の加算支給は、受給回数に含めません。

申請書裏面について

⑥の欄は、次によって記入してください。

- イ ㉔264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯又は㉔家計急変世帯は、必ず記入してください。
㉔非課税世帯及び㉔105,500円未満の世帯は、記入不要です。
- ロ 本制度の「扶養」は、申請者（保護者等）が医療保険各法（健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。）における扶養者（被保険者）として、対象生徒等を扶養（援助）していることを指します。
- ハ 続柄は対象生徒（高校生等）ではなく、申請者（保護者等）から見たものを記入してください。

⑦の欄は、次によって記入してください。

- イ ㉔㉔～㉔㉔の全世帯が、項目に必ずチェックを記入してください。

⑧の欄は、次によって記入してください。

- イ I～Ⅳのうち該当する1つのみにチェックを記入してください。
- ロ Iは、対象生徒が高等学校等専攻科に在学する場合、成人に達したのが在学前であっても、対象生徒に両親（父母）が存在する場合に選択してください。
- ハ IIは、対象生徒が高等学校等専攻科に在学する場合、成人に達したのが在学前であっても、対象生徒にひとり親（父又は母）が存在する場合等に選択してください。
- ニ IIIは、対象生徒に父母が存在しないが、主たる生計維持者が存在する場合等に選択してください。
- ホ IVは、対象生徒に父母又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等に選択してください。
- ヘ 対象生徒が高等学校等専攻科に在学しており、満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は、III又はIVを選択してください。

⑨の欄は、次によって記入してください。

- イ 次のロで記載する条件を全て満たしている場合のみチェックを記入してください。
- ロ
 - ・対象生徒が在学している高等学校等では、制服の着用を義務付けられている。
 - ・災害等（自然災害や火災等、いずれも罹災証明書が発行される規模を想定）により、当該制服が喪失・毀損した。
 - ・喪失・毀損した制服の代替となる制服を再度購入する必要がある。
 - ・在学する学校の責任において、上記3つの事項を誓約・証明することが可能である。
- ハ 上記ロの条件を全て満たし、⑨の欄にチェックを記入した方は、必ず別紙の「制服の再購入に係る誓約書及び証明書（様式第17号）」及び罹災証明書（被災証明書やこれらに類する公的書類）も併せて提出してください。

留意事項について

- イ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請してください。
- ロ 基準日時点で当該年度の全ての期間において休学許可を受けている場合は、支給対象外となります。
- ハ 奨学のための給付金の申請後に課税額の修正があった場合は、当課に速やかに御連絡ください。
- ニ ⑩家計急変世帯において、申請後に年収見込額に変更があった場合、速やかにその旨申し出てください。
- ホ 不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年3月30日規則第15号）の規定に基づき、罰則が科されることがあります。